

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
富士見市大字上南畑字橋下川袋 二七三四番二地先から同市大字 上南畑字橋下川袋二七三三番地 先まで		区 間
一一・〇一〇 一六・六〇	九・五一〇 一五・一〇	敷地の幅員 (メートル)
三〇・五〇		延長 (メートル)
る。 歩道整備事業によ		備 考